



平成 27 年 10 月 20 日

各 位

会社名 マ ニ ー 株 式 会 社
代表者名 代表執行役社長 高井 壽秀
(コード 7730 東証第一部)
問合せ先 執行役 高橋 一夫
電 話 028-667-1811

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 25 日開催予定の第 56 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 委員会設置会社の名称変更

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」という。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、「委員会設置会社」の名称が「指名委員会等設置会社」へと変更されたことに伴い、定款第 5 条に所要の変更を行うものであります。

(2) 代表執行役を兼務する取締役に事故があった場合の株主総会招集権者及び議長の変更

株主総会を柔軟かつ円滑に実施・運営するため、代表執行役を兼務する取締役に事故があった場合に、執行役を兼務しない取締役も株主総会の招集権者及び議長になれるよう、定款第 17 条に所要の変更を行うものであります。

(3) 責任限定契約の対象となる要件の変更

改正会社法が施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 37 条に所要の変更を行うものであります。なお、本変更については、各監査委員の同意を得ております。

(4) 執行役会長選任に関する規定の整理

定款第 48 条に規定する執行役会長の選任について、定款第 50 条にも規定が存在し、内容が重複していることから、文言を整理するため、定款第 48 条に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章総則</p> <p>(委員会設置会社)</p> <p>第5条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、取締役会、委員会および会計監査人ならびに執行役を置く。</p> <p style="text-align: center;">第3章株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 (条 文 省 略)</p> <p>2 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、<u>他の執行役を兼務する取締役</u>が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第37条 (条 文 省 略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額(報酬等の2年分)のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章執行役</p> <p>(執行役・代表執行役・<u>執行役会長</u>の選任)</p> <p>第48条 執行役、代表執行役<u>及び執行役会長</u>は、取締役会の決議により選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章総則</p> <p>(委員会設置会社)</p> <p>第5条 当社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として、取締役会、委員会および会計監査人ならびに執行役を置く。</p> <p style="text-align: center;">第3章株主総会</p> <p>(員数等)</p> <p>第17条 (現行のとおり)</p> <p>2 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行のとおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額(報酬等の2年分)のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章執行役</p> <p>(執行役・代表執行役の選任)</p> <p>第48条 執行役、代表執行役は、取締役会の決議により選任する。</p>

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日
- (2) 定款一部変更の効力発生予定日

- 平成27年11月25日(水)
- 平成27年11月25日(水)

以 上